

企業立地における固定資産税の特例措置に関する制度の改正について

現行制度

新設・増設した
工場等の操業開始日

操業開始の属する
年の12月31日

新規に雇用する従業員の
対象期間

新規に雇用する従業者は、新工場等の操業開始後から、その年の12月31日までに正規に雇用した市内在住の者を対象

改正する理由

- ・操業開始前の雇用者を対象としていないため、新規従業者が雇用後に新工場に従事するにあたり、研修等の期間がとれない。
- ・税の特例措置として基準日を1月1日としているが、操業開始日が年末に近くなると、新規に雇用する期間が限られてしまう。

改正後

操業開始の
6箇月前

新設・増設した
工場等の操業開始日

操業開始の6箇月後
又は12月31日の
いずれか早い日

新規に雇用する従業員の対象期間

新規従業者の対象とする期間を拡大し、立地企業にとって真に効果的な制度とする

※雇用期間については規則で定めることとする